

令和3年度第5回朝来市教育委員会 定例会議録

1 日 時 令和3年8月20日(金)

開会 午前10時30分 閉会 午前11時05分

2 開会宣言

3 会議録署名委員の指名 (足立委員) (青田委員)

4 会議録の承認

令和3年度第4回会議録署名委員 (桑田委員) (足立委員)

5 教育長報告

6 議事

議案第27号 令和4年度使用教科用図書採択について

議案第28号 朝来市英語検定料補助金交付要綱を制定する告示について

議案第29号 朝来市認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第30号 朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第31号 朝来市指定有形文化財に指定する告示について

7 報告事項

(1) 令和3年度教育委員会学校訪問日程について

(2) 小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程について

(3) 教育委員会行事予定について

(4) 次回教育委員会の日程について

日時：令和3年9月30日(木) 午前10時00分

場所：朝来市役所 本庁403号

8 閉会

9 出席委員 教 育 長 千歳 誠一郎

教育長職務代理者 青田 勉

委 員 桑田 まゆみ

委 員 足立 武裕

委 員 高内 祥子

10 出席職員	教育部長	藤原 直樹
	教育次長兼文化財課長	桐山 俊行
	学校教育課課長	松本 昭浩
	学校教育課課付課長	岩野 智哉
	学校給食センター副所長	藤本 宏子
	こども育成課課長	夜久 隆亮
	学校教育課課長補佐	藤本 真由美

## 朝来市教育委員会会議録

令和3年度第5回定例委員会（令和3年8月20日）

開会 午前10時30分

### ○ 千歳教育長

おはようございます。それではただいまから、令和3年度第5回朝来市教育委員会定例会を開会いたします。

本日は4名の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議に出席する職員でございますけれども、藤原教育部長、桐山教育次長兼文化財課長、松本学校教育課長、岩野学校教育課課付課長、白髭学校給食センター所長の代理の藤本副所長、夜久こども育成課長、藤本学校教育課課長補佐、以上7名でございますので、よろしく願いいたします。

次に、次第の3、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、足立委員と青田委員をお願いいたします。

次に、次第4の会議録の承認に移ります。

令和3年7月27日に開催いたしました令和3年度第4回朝来市教育委員会定例会の会議録につきましては、委員の皆様事前に配付しておりますけれども、何かお気づきの点等はありませんでしょうか。

ないようでございますので、前回の会議録は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

### ○ 千歳教育長

それでは、第4回定例会の署名を桑田委員と足立委員をお願いいたします。

（会議録署名）

### ○ 千歳教育長

次に、次第5の教育長報告に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

### ○ 松本学校教育課長

資料説明

### ○ 千歳教育長

報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、次に議事に入ります。議案第27号、令和4年度使用教科用図書の採択について、学校教育課から説明をお願いいたします。

### ○ 松本学校教育課長

ただいまから資料を配りますので、お待ちください。

（事務局 資料配付）

### ○ 松本学校教育課長

それでは、議案第 27 号、令和 4 年度使用教科用図書の採択について、説明をさせていただきます。

最初に「教科用図書の採択」とはどのようなものかについて説明いたします。

「教科用図書の採択」といいますのは、児童生徒が学校で使用する教科書を決定することで、その採択の権限は、公立の小・中学校で使用される教科書につきましては、その学校を設置する市町の教育委員会にあります。

そして、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条の規定により、政令で定める期間、4 年間になりますが、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択するものとされています。

兵庫県教育委員会からの義務教育諸学校における令和 4 年度使用教科用図書の採択に関する基本方針により、小学校用教科書の採択については、令和 2 年度と同一の教科書を採択します。

中学校用教科書の採択につきましても、令和 2 年度と同一の教科書を採択することになりますが、社会の歴史的分野について、自由社の「新しい歴史教科書」が他の発行社から 1 年遅れて令和 3 年度に発行されるため、中学校社会の歴史的分野のみ、新たに採択替えをすることもできると兵庫県教育委員会から方針が示されました。

先ほど述べましたように、公立の小学校・中学校で使用される教科書の採択の権限は、市町の教育委員会にあります。採択に当たりましては、兵庫県教育委員会の告示に基づき、共同採択地区であるときは地区内の市町の教育委員会が協議して、種目ごとの同一の教科書を採択することとしています。

但馬地区におきましては、共同採択という方式をとっており、3 市 2 町で但馬教科用図書採択地区協議会を組織して、種目ごとに同一の教科書を採択しております。

中学社会の歴史的分野につきましても、昨年度の採択替えの際に十分に協議し採択したことから、採択替えは行わないことを協議会で確認し、本日、資料として配布しております。一覧表が令和 4 年度に使用する教科用図書でございます。

無償措置法第 13 条によりまして、共同採択地区内の教育委員会は、採択地区協議会の協議結果に基づいて、同一の教科書を採択しなければならないとされており、採択権限がある教育委員会の承認を得たく、本日お諮りするものです。

なお、先ほどお配りした資料ですが、現時点では未公開資料となっておりますので、この後回収させていただきます。他の市町教育委員会での採択はこれから行われるところもあり、9 月以降に但馬 3 市 2 町一斉公開となる予定です。それまでは取扱いに十分注意していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で議案第 27 号、令和 4 年度使用教科用図書の採択についての説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第 27 号、令和 4 年度使用教科用図書の採択については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第 28 号、朝来市英語検定料補助金交付要綱を制定する告示について、学校教育課から説明をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、議案第 28 号、朝来市英語検定料補助金交付要綱を制定する告示につきまして、説明をさせていただきます。

まず、最初に、この要綱の制定に至った経緯ですが、平成 26 年度から 4 年間、文科省の英語教育強化支援事業の指定を受け、市内小中学校で英語教育の推進を行ってきました。その中で、GTECを受験し、児童生徒の英語能力の向上の成果を試す取組をしてきました。

しかしながらGTECは、学校単位でしか実施することができず、受験を希望しない生徒の保護者からも受験料の一部を負担してもらうことが難しくなってきました。

また、第 3 期朝来市教育振興基本計画にも、国際理解を深める教育の推進として、中学校卒業段階で英検 3 級以上を達成した中学生の割合を 20%と設定しており、その目標達成のためにも、公益財団法人日本英語検定協会が実施する英語検定を受験する希望者へ補助することとしたいと考え、補助要綱を制定するものです。

それでは、要綱案について説明します。

第 1 条は、趣旨として、市補助金交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることとします。

第 2 条は、交付の目的です。市立中学校に在籍する生徒がグローバル化社会で活躍できるよう語学力、コミュニケーション能力を育成し、学習意欲の向上を図ることを目的とします。

第 3 条では、英語検定、保護者の定義を規定しています。

第 4 条は、補助対象者として、朝来市立中学校に在籍し、英語検定を受験した生徒の保護者とします。

第 5 条は、補助対象経費として、英語検定の 3 級以上の検定料を対象とします。

第 6 条は、補助金の額等として、検定料の 2 分の 1 を補助します。複数の級を受験した場合は、検定料の高い方の 2 分の 1 とします。また、第 2 項では、補助金の交付は、1 人当たり 1 年度に 1 回とします。

第 7 条には、申請の方法を規定しています。申請書に添付書類として、1 次試験の検定結果通知の写し、受験票の写し、検定料の支払いを証明する書類の写しのいずれかを添えて申請してもらいます。

第 8 条は、補助金交付決定について、決定通知書により申請者へ通知します。

第9条は、補助金の交付を決定したときは、口座振り込みにより交付する。

第10条には、この補助金は、市補助金等交付規則の第11条及び第13条を適用しないとしています。規則第11条とは着手届、完了届の提出、規則第13条とは実績報告書の提出のことで、それらは求めないこととします。

第11条は、委任として必要な事項は別に定めるとしてしています。

施行期日ですが、本日の定例教育委員会で審議、承認後に施行となります。

また、適用日を令和3年4月1日としています。既に1学期に英検を受験した生徒もいることから、4月1日適用とします。

この告示の執行日を、令和7年3月31日限りとしています。これは、第3期教育振興基本計画の計画期間が令和6年度までとなっていますので、冒頭にも説明しました、第3期計画の目標として、中学校卒業段階で英検3級以上を達成した中学生の割合を20%と設定しているため、令和6年度までは実施したいと考えています。なお、それ以降につきましては、補助制度の検証を行い、継続するか、廃止するか検討したいと考えています。

様式として、第1号は申請書兼請求書、第2号は交付、不交付決定通知書としています。

以上で、議案第28号、朝来市英語検定料補助金交付要綱を制定する告示についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

#### ○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第28号、朝来市英語検定料補助金交付要綱を制定する告示については、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第29号、朝来市認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則について、こども育成課から説明をお願いいたします。

#### ○ 夜久こども育成課長

説明に先立ちまして1点、修正をお願いしたいと思います。資料につきましては、8ページになります。この中で附則の1行上ですけれども、様式第2号を様式第1号とし、様式第3号から様式第9号までと記載しておりますけれども、この中の様式第9号を様式第10号に修正していただきますようお願いいたします。

それでは、議案第29号、朝来市認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、説明をさせていただきます。改正点は3点ございます。

まず、第1点目ですけれども、規則第10条第2項において、入所（園）内定通知書というものを様式第1号として指定しておりますけれども、実際の様式第1号につきましては支給認定証となっております、規則本文と様式が合致していないという状況になっております。このため、現在の様式第1号を削除いたしまして様式第2号以降の様式を1号ずつ繰り上げて、規則本文と整合させるという内容が1点目の改正となります。

続いて第2点目ですけれども、様式第2号から様式第4号までにおきまして、「入園」と

いう文言を「入所（園）」に改めまして、規則本文と同じ文言に合わせるという改正をしております。

最後に3点目ですが、押印の見直しを朝来市全体で行っております。このことから保護者の押印を求めていました様式におきまして、㊟を削るということで改正させていただいております。これらの内容につきましては、9ページ以降、新旧対照表がございますので、先ほど説明させていただきました部分を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第29号、朝来市認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第29号、朝来市認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則については、原案のとおり承認いたします。

続きまして、議案第30号、朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示について、こども育成課から説明をお願いいたします。

○ 夜久こども育成課長

それでは、議案第30号、朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示につきまして、説明をさせていただきます。

今回の改正は、昨年度新型コロナウイルス感染症対策として兵庫県が設けました新型コロナウイルス感染症包括支援事業（児童福祉施設等分）費補助金を受けまして、朝来市保育所等運営補助金交付要綱にこの兵庫県の支援を追加しまして、昨年度一部改正しております。この兵庫県の事業が令和3年3月31日で終了していますことから、昨年度追加した部分を今回削除する改正でございます。

要綱本文の第4条第3号にこの県の補助金の部分を記載しておりましたので、第3号を削るとともに、別表におきましてもこの内容を記載しておりました部分を削除する改正といたしております。新旧対照表の部分でいきますと、資料23ページになりますが、23ページの一番左端です。包括支援事業対象事業ということで欄がありますけれども、この部分を削除するということの改正とさせていただいております。

以上で、議案第30号、朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認め、議案第30号、朝来市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する告示につきましては、原案のとおり承認いたします。

次に、議案第31号、朝来市指定有形文化財に指定する告示について、文化財課から説明をお願いいたします。

○ 桐山教育次長兼文化財課長

それでは、議案第 31 号、朝来市指定有形文化財に指定する告示につきまして、説明をさせていただきます。

先般、朝来市文化財保護審議会におきまして、地役人住宅であったとされます桑田家住宅を朝来市指定の文化財として認定いただけるかどうかについて諮問を行いました。

資料につきましては、28 ページを御覧いただきたいと思いますが、文化財保護審議会において審議がなされまして、朝来市の指定文化財について適当であるという答申をいただいておりますので、告示によって朝来市指定の文化財の指定を行ってまいりたいと思っております。

以上で、議案第 31 号、朝来市指定有形文化財に指定する告示についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○ 千歳教育長

説明が終わりました。御質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、この件は異議なしと認めまして、議案第 31 号、朝来市指定有形文化財に指定する告示については、原案のとおり承認いたします。

本日の議事は以上でございます。

続きまして、報告事項に入ります。

報告（1）令和 3 年度教育委員会学校訪問日程について、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 岩野学校教育課課付課長

それでは、報告（1）令和 3 年度教育委員会学校訪問日程につきまして、説明をさせていただきます。資料 30 ページ、資料 1 を御覧ください。

例年行っております市教委によります学校訪問の日程として挙げさせていただいております。9 月から 11 月と昨年より少し日程の幅を広くとりまして行っております。それまでは 10 月、11 月でしたが、コロナ禍で様々な行事が 2 学期に集中していることへ配慮しております。この日程で進めていきたいと思っております。

また、委員の皆様におかれましては、マスク着用そして事前の検温等も行っていただき、体調等が思わしくない場合は無理がないようお願いいたします。教室の状態によっては、廊下から参観するところも出てこようかと思いますが、可能なときは先生方や子ども達の様子も見ていただければと思います。

資料 31 ページを御覧ください。

同じ日程で今度は学校別を書いておりますが、右側に訪問日程という形で予定を挙げております。9 時 15 分に始めていきたいと思っておりますので、9 時をめぐりにそれぞれの学校に御集合いただければと思います。予定が都合つかない場合は、事前に事務局あるいは私のほうまで御連絡いただければと思いますし、当日、急な発熱等で体調が悪い場合は市教委のほうに連

絡ください。11時50分頃をめどに終了の予定で考えております。よろしくお願いいたします。

以上で、令和3年度教育委員会学校訪問日程についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

学校訪問についての説明、報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、次に、報告（2）朝来市小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程について、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 岩野学校教育課課付課長

それでは、報告（2）朝来市小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程につきまして、説明をさせていただきます。資料32ページを御覧ください。

各学校ごとに現在の実施予定日、雨天時の予定日、無観客になった場合の予定がある学校については、それを記載させていただいております。

前回、運動会、体育大会を実施する上での小・中校長会等との条件のお話をさせていただきました。現在の感染状況、緊急事態宣言等も受けまして、25日に臨時校長会を開きまして最終確認をする予定にしております。

条件としましては前回と同じ形ですが、観客の有無の条件のところでは前回緊急事態宣言中、あるいはまん延防止措置区域になっているとき、あるいは感染が増えているときは無観客という表現をしておりましたが、様々な状況を勘案しまして、緊急事態宣言中、まん延防止措置区域になったときは無観客にするということで、臨時校長会で話をするを現在考えております。

また、ケーブルテレビとも日程の情報共有をしておきまして、保護者が入れない場合、あるいは人数も制限される場合もありますので、少し長めの取材と長めの放送も依頼して打合せをしているところです。また、実際にどのように実施されたかにつきましては、何らかの形で御報告させていただきたいと思っております。

以上で、朝来市小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程についての説明を終わります。

○ 千歳教育長

朝来市小・中学校 運動会・体育祭・体育大会の日程についての報告が終わりました。御質問等はありませんでしょうか。

○ 委員

教育委員は出席するのですか。

○ 岩野学校教育課課付課長

昨年と同様、出席なしということで、よろしくお願いいたします。そのほかの来賓も全て案内なしということにしております。

○ 千歳教育長

ほかに御質問等はございませんか。

今、担当のほうから報告がありましたけれども、緊急事態宣言等に絡んで日程とか実施方法については各学校流動的な部分もございます。8月25日に臨時校長会を開いて、各学校の状況もしっかりと把握した後、どういう方向でするというのを決めていきたいと思います。その内容につきましては、委員の皆様にも御報告したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、報告（3）教育委員会行事予定について、学校教育課から報告をお願いいたします。

○ 松本学校教育課長

それでは、報告（3）教育委員会行事予定につきまして、説明をさせていただきます。

資料33ページ、別紙2を御覧ください。

8月20日から9月末までの教育委員会の行事予定を記載しておりますので、後して御覧いただきたいと思います。なお、9月5日日曜日の複合災害に対応した職員訓練は、コロナの関係で延期となりましたので削除してください。学校教育課からは以上でございます。

○ 千歳教育長

行事予定につきましては以上の報告でございますが、御質問、あるいは付け加えるとか、そういうのがございましたらお願いします。

よろしいですか。

○ 千歳教育長

次に、次回の教育委員会の日程について、事務局から提案説明をお願いします。

○ 松本学校教育課長

それでは、次回の日程ですけれども、次第の7の（4）に記載しておりますとおり9月30日木曜日、午前10時から、場所は本日と同じ403会議室で開催したいと考えております。

○ 千歳教育長

次回の教育委員会につきましては、9月30日木曜日、午前10時から、会場は403号室で開催しますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、令和3年度第5回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時05分